

税金について

開業・廃業等届出書を出しましょう

在宅ワークを始めたときは、開業後1か月以内に、税務署に「個人事業の開業・廃業等届出書」を提出しましょう。

そのほかにも、青色申告をする場合など税務上の制度を利用するために必要な届出などがあります。詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

国の税金は自ら申告するのが基本です

所得税及び復興特別所得税(注1)の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限(原則として翌年の3月15日)までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金(注2)や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。

在宅ワーカーは、ご自分で所得税及び復興特別所得税の確定申告をしなければなりません。

所得税法上、所得はその発生形態などに応じて10種類に分類され、一般的に、在宅ワークを事業として行っている場合は事業所得となります。

なお、在宅ワーカーが、特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする者に該当するなどの場合には、実際にかかった経費が65万円未満でも、所得金額の計算上、必要経費が65万円まで認められる「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」が受けられます。

詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

正しい申告・納税を行うためにも、収入金額や必要経費に関する日々の取引状況を記帳し、取引に伴って作成したり受け取ったりした帳簿や書類は保存しておきましょう。(注3)

(注1) 平成25年から平成49年までの各年分については、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。

(注2) 報酬、料金など特定の所得を支払う者が、その所得の支払の際に所定の方法により所得税及び復興特別税の額を計算し、その支払金額からその所得税及び復興特別税の額を差し引いて国に納付する制度です。

(注3) 事業所得等を生ずべき業務を行う全ての方(所得税及び復興特別所得税の申告が必要がない方を含みます。)は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要です。

社会保険について

医療保険

配偶者が勤め人で、在宅ワーカー自らの収入が130万円未満かつ配偶者の年収の半分未満であれば、配偶者が加入する健康保険や共済組合の被扶養者として医療が受けられます。

配偶者がいない場合や自営業の場合、あるいは配偶者が勤め人でも、在宅ワーカー自らの収入が130万円以上か又は配偶者の年収の半分以上の場合には、国民健康保険への加入が必要です。

詳しくは、厚生労働省のホームページ(医療保険) (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/index.html>) をご覧ください。

年金保険

配偶者が厚生年金の加入者で、在宅ワーカー自らの収入が130万円未満かつ配偶者の年収の半分未満の人のうち、20歳以上60歳未満の人は、国民年金の第3号被保険者となります。

配偶者がいない場合や自営業の場合、あるいは配偶者が勤め人でも、在宅ワーカー自らの収入が130万円以上か又は配偶者の年収の半分以上の場合には、国民年金の第1号被保険者となります。

詳しくは、日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/index.html>) をご覧ください。